

# 視覚障害者，聴覚障害者，肢体 不自由者又は病弱者である生徒 に対する配慮事項

## 第2章 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者 である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

### 第1 各教科の目標及び各科目の目標と内容等 (第2章第1節第1款及び第2款)

#### 第1款 各教科の目標及び各科目の目標と内容

各教科の目標及び各科目の目標と内容については，当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については6款から第9款までに示すところによるものとする。

## 第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い

各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については6款から第9款までに示すところによるものとするが、**生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。**

## 第2 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 1 点字又は普通の文字に関する配慮

#### (第2章第1節第2款の1の(1))

1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校  
(1) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字等による的確な理解と豊かな表現力を一層養うこと。なお、点字を常用して学習する生徒に対しても、漢字・漢語の意味や構成等についての理解を一層促すため、適切な指導が行われるようにすること。

点字又は普通の文字についての指導を継続して受けてきた生徒は、中学部までの指導で基礎は身に付けている。高等部では、これまでの基礎の上に、文字や図等を速く正確に読み取る力などを一層向上させるとともに、豊かに表現できる力を高めるように指導する必要がある。

特に点字では、古文・漢文の表現、数学や理科の記号と式の表現、英語点字などについて、各教科・科目の内容に即して理解を深めることになる。

## 六角漢字や漢点字・・・点字による漢字表記の工夫

「握手」という熟語では二文字目が一文字目の目的語であるように、漢語を構成する漢字相互の関係を知るなど、漢字・漢語に対する理解を深めることが大切である。

途中で視覚障害が進行するなどした生徒

→現在の視力や視野等の状態，本人の希望や意欲等を考慮

→常用する文字を点字，普通の文字にするかを決定

→デジタルデータの読み上げを，生徒の状態に応じて活用

文字の読み書きの力を高める

→文字を用いて自分の考えをまとめる

→情報を他者に正確に伝える

→主題を明確にして，取材メモなどを活用，必要に応じて推敲

することで文字による豊かな表現の力を高める

そこで，今回の改訂では，「点字又は普通の文字等による的確な理解と豊かな表現の力を一層養うこと」とした。

## 第2 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 2 視覚的なイメージを伴う事柄の指導

#### (第2章第1節第2款の1の(2))

(2) 視覚的なイメージが伴わないと理解が困難な事象や習得が難しい技能については、既習の内容や経験と関連付けながら、具体例を示すなど指導方法を工夫して、理解を深め習得を促すようにすること。

高等部では、各教科・科目の内容が多岐にわたり、多様な事象について理解を深めることが求められる。しかし、視覚に障害のある生徒は、視覚による情報収集の困難があることから、視覚的なイメージを伴い、他の感覚で実態を捉えることが難しい事象などでは、理解が曖昧だったり、一面的だったりすることがある。そのような場合に、これまでの経験や知識と関連付けて具体的に説明を加えることで、事象の理解を深めることができる。

(例)「鮮やかな新緑」という事象を理解させるために、「鮮やか」という言葉について、「際立ってはっきりしている」というイメージを捉えられるように指導する場合

これまでの生徒の経験を生かして、触地図の中でも際立ってはっきりしている線など、鮮やかさを感じる例をあげることで、新緑も「周りから際立ってはっきりしている色あい」であることを説明できる。同様に、見事な技や動きは、きわだって目立つことから、「鮮やかな包丁さばき」のように、技が巧みで見事な様子を表現する際にも「鮮やか」という言葉が使われることを説明して理解を広げると、イメージはさらに豊かになる。

同様に、運動・動作をイメージ化して技能の習得につなげることもある。

### (例)水泳のスタート, ダンスの動き

「壁を蹴った後に身体を細くする」といったように、できる動作を基に動きを理解させたり、ダンスで両手を上下に動かす動作を、「たいこを叩く」といったように、既習の動作に置き換えて確かなイメージをもたせたりするような例である。その際、運動の流れを連続的、総合的に理解させる工夫と、十分に経験できる機会が必要である。

このように、視覚的なイメージを伴う事象や技能については、既習の内容や経験と関連付けながら理解を促すとともに、自分から調べたり、様々な学習場面で用いてみたりするなど積極的な態度を養うことが大切である。

そこで、今回の改訂では、「理解が困難な事象や習得が難しい技能については、既習の内容や経験と関連付けながら、具体例を示すなど指導方法を工夫して、理解を深め習得を促す」と示した。

## 第2 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 3 指導内容の精選等

#### (第2章第1節第2款の1の(3))

(3) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項を確実に習得するとともに、考えを深めていくことができるよう指導すること。

高等部においては、生徒の視覚障害の状態等に応じて、各教科・科目の目標を達成できるよう、一人一人の生徒に応じて指導内容を適切に精選することが必要である。その一つとして、模型を用いた観察やモデル実験等により、基礎的・基本的な事柄から具体的に指導し、帰納的に規則性、関係性、特徴などを見いだせるようにすることがある。また、法則などの視点を基に、演繹的に予想を立て、それを実験等で確かめるようにすることも大切である。

(例)【理科】自由落下が等加速度直線運動であることを学習する。

等加速度直線運動について具体的に理解するために、1本のひもに間隔をあけて四つのナットをしばり付けたものの上端を持って静かに落とし、それぞれのナットが落ちた時の間隔の違いにより、落下時間と落下距離の関係を確認する実験を行うことが考えられる。ナットを等間隔にしばり付けたひもと、最初のナットを基準として、ナットの間隔が1の2乗、2の2乗と、2乗の比になるようにしばり付けたひもを落とした時の様子を比較すると、前者の四つの音は次第に速くなるリズムで聞こえるが、後者の音の連なりは等間隔に聞こえる。この事実から、一本のひもにしばり付けられた四つのナットは落ちる速さが加速しており、2乗の比ずつ移動距離が増していることに考えが整理できる。すると、重力による加速度という自由落下の式の理解につなげることができる。さらに、この着目点を、投げ下ろした場合や投げ上げた場合の加速度にも関連付けることができる。

今回の改訂では、各教科・科目の内容の基礎的・基本的な事項を確実に習得することと、関連付けてより深く理解したり、考えを形成したりできるように指導することについて、「**基礎的・基本的な事項を確実に習得するとともに、考えを深めていくことができるよう指導する**」と示した。

## 第2 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 4 主体的に学習を進めるための教材等の活用 (第2章第1節第2款の1の(4))

(4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器，触覚教材，拡大教材及び音声教材等各種教材の活用を通して，生徒が効率的に多様な情報を収集・整理し，主体的な学習ができるようにするなど，生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

高等部では，中学部に比べて教科・科目の内容が大幅に増え，難しくなり，授業展開も速くなる。生徒は，視覚障害による情報の制約を補うことにとどまらず，多様な情報を素早く読み取り，主体的に学習できる能力と態度を養うことが必要である。そのためには，触覚教材や拡大教材，音声教材等の教材・教具を効果的に組み合わせるだけでなく，様々な視覚補助具や情報機器等を活用して，効率的に情報を収集できる力を育成することが重要である。

その際、生徒の視覚障害の状態や視覚補助具等の活用能力は多様であることを踏まえる必要がある。

(例) 視覚活用の有無、視野や色覚の状態、眼振や羞明の有無など、視機能の状態は異なる。弱視レンズ、拡大読書器等の視覚補助具や情報機器の活用についての習熟度にも違いがあること。



その上で、点字や点図、必要な箇所を拡大した教材、白黒反転の教材、最適な文字サイズなどの選択を生徒自身で判断できるようにするとともに、視覚補助具や、デジタルデータの活用を適切に組み合わせられるように指導することが大切である。

コンピュータ等の情報機器は、視覚障害者が情報を収集・発信することを容易にする。近年は情報端末が様々な機能をもつようになってきているので、有効に活用できるようにしたい。同時に、情報モラルについても十分な指導が必要である。

なお、授業で使う教材等や様々な方法で得た情報を分かりやすく整理しておくことも重要である。

そこで、今回の改訂においては、生徒が主体的な学習をできるようにするために視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、各種教材がいずれも重要であること、それらを活用して、効率的に情報を収集・整理することが大切であることから、「視覚補助具やコンピュータ等の情報機器等、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、生徒が効率的に多様な情報の収集・整理ができるようにするなど」とした。

## 第2 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 5 見通しをもった学習活動の展開

#### (第2章第1節第2款の1の(5))

(5) 生徒が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって積極的な学習活動を展開できるようにすること。

生徒が実験、実技、実習等での活動を通して各教科・科目の内容の理解を深めるためには、授業が行われている教室等の場の状況や自分の位置関係を十分に把握できていることが必要である。……  
(中略)

そこで、視覚障害の状態に応じて、人や物がどのような位置にありどう動いているのか、また、その中での自分の位置や動き、時間の経過による変化など、空間的な位置関係や役割分担、さらには、時間的経過による変化などが理解できるよう地図や各種資料を効果的に活用しながら、指導方法等を工夫することが大切である。

## (例)【保健体育科】フロアバレーボール

前衛選手であれば、ネットに対して自分がどのように位置しており、ボールの動きに伴ってどのようにポジションを取る必要があるかを、ボールの音や後衛選手の声などを手掛かり判断できるように指導する必要がある。さらに、ボールが打たれた音や転がってくる音から、ボールのスピードやコースを判断しつつ、ブロックするなど守備に関わる動きができるよう指導することになる。これらのことを、これまでに培ってきた空間や時間の概念を活用して段階を追って指導することで、生徒は主体的にゲームに参加することができる。

学習活動に見通しを持てるように配慮や工夫をすることは、「意欲的な学び」をさらに進め、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」の実現につながる。

## 第2 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 6 高等学校等を卒業後、社会経験を経て高等部 に入学した生徒への対応 (第2章第1節第2款の1の(6))

新設

(6) 高等学校等を卒業した者が、社会経験を経るなどした後、専門学科又は専攻科に入学した場合においては、その社会経験等を踏まえた指導内容となるよう工夫すること。

視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校では、高等学校等を卒業して一定期間を経て、視覚障害の進行等をきっかけに理療科等の専門教育を主とする学科に入学する生徒がいることから、今回の改訂で新たに本項を設けた。

このような生徒は、社会経験や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがある。一方、高等学校等を卒業した後に社会経験の期間が長くなっていることなどから、各教科・科目の基本的な内容について振り返りを要する場合もあることから、入学した者の年齢、入学するまでの経験または勤務状況その他の実情を踏まえ、各教科・科目の目標を達成できるように十分配慮することが必要である。

(例)各教科・科目の発展的な内容を加えて指導したり，基礎的・基本的な事項から指導したりするなど。



各教科・科目の目標や内容の趣旨を逸脱したり，生徒の負担が過重となったりすることのないように配慮しながら，個別学習やグループ別学習など学習集団を工夫したり，繰り返し学習，課題学習，補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れたりするとともに，教師間の連携を図るなどの工夫により，個に応じた指導と体験を重視した指導の充実を図ることが必要である。

また，視力の著しい低下により，読字や書字の困難がある生徒も多い。コンピュータ等情報端末を活用してデータの拡大や読み上げにより情報を収集したり，フェルトペンを使って書いたりするなど，個に応じて視覚障害を補う効果的な学習方法を身に付けられるようにする必要がある。さらに，個別の指導計画で自立活動の目標設定を適切に行い，自立活動の指導の成果を各教科・科目の指導に生かすことも重要である。特に，障害の心理的な受容，点字の書字や触読など個々の生徒の実態により対応が異なることに留意し，各教科・科目の指導での困難を改善・克服できるようにすることが必要である。

### 第3 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

## 1 抽象的，論理的な思考力の伸長

### (第2章第1節第2款の2の(1))

## 2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 生徒の興味・関心を生かして，主体的な言語活動を促すとともに，抽象的，論理的な思考力の伸長に努めること。

「生徒の興味・関心を生かして」とは，小学部・中学部では「体験的な活動を通して」指導してきたことを踏まえ，高等部では生徒の興味・関心を生かすよう発展させたものである。

また，高等部における学習の範囲の広がりや内容の深まりに応じ，言語による抽象的，論理的な思考力の伸長が求められる。その際，生徒が自己の学びに対して目的意識をもったり，他との関わり合いを通して学びを深めたりするといった生徒の主体的な学習活動を行うことが重要である。このため，今回の改訂では，「積極的な言語活動」を「**主体的な言語活動**」に改めた。

### 第3 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

## 2 読書習慣や書いて表現する力の育成と情報の活用 (第2章第1節第2款の2の(2))

(2) 生徒の言語力等に応じて、適切な読書習慣や書いて表現する力の育成を図り、主体的に情報を収集・獲得し、適切に選択・活用する態度を養うようにすること。

情報の獲得や活用について、今回の改訂では、学習の基盤となる資質・能力である言語能力や情報活用能力を育成する観点から、「主体的に情報を収集・獲得し、適切に選択・活用する態度」と「収集」を加えた。

聴覚に障害のある生徒が主体的に情報を収集・獲得する手立てとしては、身近にある新聞や雑誌，広告，情報通信ネットワーク等における文字や図表などを活用することが考えられる。

## 第3 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 3 正確かつ効率的な意思の相互伝達

#### (第2章第1節第2款の2の(3))

(3) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や生徒同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、正確かつ効率的に意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。

高等部における授業では、生徒と教師、生徒間の意思の相互伝達がより正確かつ効率的に行われることが求められる。今回の改訂では、「**指文字**」を加え「**音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して**」と改めた。また、対話的な学習活動を通して学習内容の理解を図ったり、深い学びにつなげたりするため、「**発表や生徒同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ**」を加えた。

高等部では、発表や意思交換、話し合いによる考えの共有や交流、案の練り上げや議論などの学習活動が考えられる。

## ・音声，文字，手話，指文字等を適切に活用

→それぞれの機能や特徴，生徒の実態等を踏まえ，教科の指導目標が達成され指導内容が習得されるよう選択・活用

### ※留意すべき点

①それぞれの方法が学習活動を進めていく上でどのような意義を有しているか理解

音声，文字，手話，指文字，聴覚活用，読話，発音・発語，キョードスピーチ

②それぞれの方法には特有の機能があり，学習内容との関連から，その機能を十分に考慮し選択。

話し言葉の形で直接意思を伝達・・・聴覚活用，読話，発音・発語

音素に分けて意思を伝達・・・キョードスピーチ

文字を単位として意思を伝達・・・文字，指文字

意味を単位として意思を伝達・・・手話

③選択・活用に当たっては，基本的には生徒個人に即する必要

生徒一人一人の聴覚障害の状態が異なること，高等部の生徒であることに配慮。指導内容も考慮しつつ慎重に行う。

### 第3 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

## 4 保有する聴覚の活用

### (第2章第1節第2款の2の(4))

(4) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

医療や科学技術の進歩→聴覚補償機器等の性能向上

→生徒の聞こえの程度や聞こえ方はより一層多様化

→個に応じた適切な指導や配慮が求められる

そこで、今回の改訂では、「生徒の聴覚障害の状態等に応じて」を加えるとともに、従前の「補聴器等」を「補聴器や人工内耳等」に改めた。生徒一人一人の保有する聴覚を最大限に活用することは、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育全般にわたって重要なことであるが、各教科の指導においても、このことは特に配慮すべきことである。

### 第3 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

## 5 指導内容の精選等

### (第2章第1節第2款の2の(5))

(5) 生徒の言語力等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。

従前、指導内容の精選の観点として、生徒の「聴覚障害の状態等」を示していたが、その内容をより分かりやすくするよう、今回の改訂では、小学部・中学部では「言語概念や読み書きの力などに応じて」とし、高等部では「**生徒の言語力等に応じて**」と改めた。

生徒の言語力等・・・聴覚障害や言語習得の状況等

例：これまでの教育歴，対人関係，言語の受容及び表出能力，  
思考等概念の形成状況，興味・関心等について把握  
→指導計画に反映，実際の指導に役立てる

また、今回の改訂では、従前の「指導すること」を「**指導を工夫すること**」と改めた。

指導内容を適切に精選して指導するかという点において指導の工夫が重要であることから改めたものである。

### 第3 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

## 6 教材・教具やコンピュータ等の活用

### (第2章第1節第2款の2の(6))

従前と変更なし

(6)視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

高等部において指導すべきすべての分野において、その範囲や量、内容の抽象性や困難度等は、中学部と比較して著しく増大する。これらの課題を解決する方法の一つとして

- ・視覚的に情報を獲得しやすいように工夫された教材・教具
  - ・生徒の興味・関心に応じて取り組めるようなソフトウェアを使用できるコンピュータ等の情報機器
  - ・障害の状態に対応した周辺機器の活用
- が考えられる。

※生徒の実態等に応じて教材・教具や情報機器等を適切に活用  
学習内容の理解を容易にする →各教科・科目の指導上重要

## (例)【視覚教材】

地理歴史科の地図類，理科における人体模型，図書や種々の図等  
【情報機器を活用した視覚教材の活用】

実験の動画，指導事項となる概念又は物事の関係などを表す図や動画など

## (例)【視覚教具】

液晶プロジェクター，実物投影機，DVDプレーヤー，タブレット端末など

ソフトウェア・・・文書作成や表計算，デザイン関係，諸現象のシミュレーションなど，専門教科の内容等に関連するもの等

情報通信ネットワークを利用した視覚的な情報の提示や情報保障

## 第4 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 1 思考力，判断力，表現力等の育成

#### (第2章第1節第2款の3の(1))

3 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校  
(1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を一層図り，生徒の障害の状態や発達段階に応じた思考力，判断力，表現力等の育成に努めること。

肢体不自由のある生徒は，身体の動きに困難

→体験の機会が不足したまま言葉や知識を習得

→言葉の意味の理解が不十分，概念が不確かなまま用語や単位を使用

このような知識や概念の不確かさは，各教科・科目の学びを深める活動全般に影響することから，今回の改訂においては，従前の「生徒の言語活動や身体の動きの状態に応じて，考えたことや感じたことを表現する力の伸長に努めること」を「**生徒の障害の状態や発達段階に応じた思考力，判断力，表現力等の育成に努めること**」に改め，思考力等の育成の充実をより求めることにした。

## 第4 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 2 指導内容の設定等(第2章第1節第2款の3の(2))

(2)生徒の身体の動きの状態や認知の特性,各教科・科目の内容の習得状況等を考慮して,指導内容を適切に設定し,重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。

指導内容の設定に当たって,従前は「生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して」を,今回の改訂では,脳性疾患等の生徒にみられる認知の特性や学習の履歴などを踏まえる必要があることから,「**生徒の身体の動きの状態や認知の特性,各教科・科目の内容の習得状況等を考慮して**」に改めた。

また,指導内容を適切に設定する観点として,従前の「**基礎的・基本的な事項に重点を置くなど**」を,今回の改訂においては,「**重点を置く事項に時間を多く配分するなど**」に改め,さらに「**計画的に指導すること**」を加えた。

なお,従前まで「**指導内容を適切に精選する**」としていた規定を「**指導内容を適切に設定し**」に改めた。

## (例)【数学 I】図形と数量

中学部または中学校段階で学習した図形の相似や三平方の定理などの内容をあらためて取り扱い，振り返ったり確認したりすること  
→このように学習効果を高めるために必要な事項には，時間を多く配当して丁寧に指導し，別の事項については必要最小限の時間で指導するなど配当時間の調整が必要となる。

各教科・科目の目標と指導内容との関連を十分に研究

各教科・科目の内容の系統性や基礎的・基本的な事項を確認

→指導内容の取扱いに軽重を付け，重点の置き方，指導の順序，まとめ方，時間配分を工夫して計画的に指導することが重要である。

## 第4 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 3 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫

#### (第2章第1節第2款の3の(3))

(3) 生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

肢体不自由のある生徒が、学習活動に応じて適切な姿勢を保持できるようにすることは、疲労しにくいだけでなく、身体の操作等も行いやすくなり、学習を効果的に進めることにもつながる。また、適切な姿勢を保持して自分の身体を基点に様々な学習に取り組むことは、学習内容を理解する点とともに、側わんや拘縮を予防する観点からも重要である。したがって、学習を効果的に進めるための必要な配慮として適切な姿勢の保持を行うだけでなく、生徒の卒業後の生活を見据え、自ら活動しやすい姿勢を考えたり、いすや机の位置及び高さなどを調整したりできるように指導することが大切である。

一方、肢体不自由のある生徒の認知の特性に応じて指導を工夫することも重要である。

(例)脳性疾患等の生徒には、視覚的な情報や複合的な情報を処理することを苦手とし、提示された文字や図の正確な把握、それらの書き写し、資料の読み取りなどに困難がある場合がある。



- ・文字や図の特徴について言葉で説明を加える
- ・読み取りやすい書体を用いる
- ・注視すべき所を指示したりすること など

地図や統計グラフ(多数の情報が盛り込まれている資料)

- ・着目させたい情報だけを取り出して指導
- 他の情報と関連付けたり比較したりするなど、指導の手順を工夫

第4 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

## 4 補助具や補助的手段, コンピュータ等の活用 (第2章第1節第2款の3の(4))

(4) 生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて, 適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに, コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し, 指導の効果を高めるようにすること。

身体の動きや意思の表出の状態等により, 歩行や筆記などが困難な生徒や, 話し言葉が不自由な生徒などに対して, 補助具や補助的手段を工夫するとともに, コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めることが必要である。

## (例)補助具

歩行の困難な生徒・・・つえ, 車いす, 歩行器など

筆記等の動作が困難な生徒・・・筆記用補助具, 筆記等を代替するコンピュータ等の情報機器及び生徒の身体の動きの状態に対応した入出力機器, 滑り止めシートなど

## (例)補助的手段

身振り, コミュニケーションボードの活用 など

### 【補助具や補助的手段の使用】

- ・生徒の身体の動きや意思の表出の状態, またそれらの改善の見通しについて, 生徒本人や保護者, 医師等の意見も踏まえて慎重に判断
- ・自立活動の指導との関連を図りながら, 適切に活用

※補助具や補助的手段の使用が, 合理的配慮として認められる場合

- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記

→適切な学習環境を保障

第4 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

## 5 自立活動の時間における指導との関連

### (第2章第1節第2款の3の(5))

(5)各教科・科目の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

このことについて、従前は、保健体育、芸術、家庭などの教科・科目の内容を念頭に置き、「身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導」の際に配慮を求めていたが、今回の改訂では、どの教科・科目の指導においても自立活動の時間における指導と密接な関連を図る必要があることから、「各教科・科目の指導」で配慮を求めることとした。

なお、生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎることによって、各教科・科目の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要である。

## 第5 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 1 指導内容の精選等

#### (第2章第1節第2款の4の(1))

#### 4 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 個々の生徒の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科・科目等相互の関連を図ったりして、系統的、発展的な学習活動が展開できるようにすること。

学習時間や制約・学習できない期間(学習空白)、活動の制限等

→学びが定着せず、学習が遅れる。

→学習内容の理解が難しい場合がある。

病気の状態等も個々に異なっている

→各教科・科目の指導計画の作成に当たって

・個々の生徒の学習の状況を把握

・病気の状態や学習時間の制約、発達段階や特性等を考慮

## (例)【国語科】

話し合う活動での学習を外国語科のスピーチやディスカッション、ディベートなどの活動に生かす

## (例)【公民科】

経済活動と市場について学習する際は、家庭科の生活における経済とのかかわりについて関連させて指導する

## 第5 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 2 自立活動の時間における指導との関連

#### (第2章第1節第2款の4の(2))

(2)健康状態の維持や管理，改善に関する内容の指導に当たっては，主体的に自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために，自立活動における指導との密接な関連を保ち，学習効果を一層高めるようにすること。

## (例)「健康状態の維持」

がん等の生徒が寛解時に感染症等にかかって状態が悪くならないようにするため、マスクをする、人混みをさける、疲れた時は無理をせず休養をとるなどの予防的対応により、現在の健康状態を保ち続けることを意味する。

アレルギー疾患の生徒が生活や服薬の管理を主体的に行うことで、体調を把握し、維持・改善に向けて取り組めるようにする必要がある。

【保健】「健康の考え方」、「現代の感染症とその予防」、「精神疾患の予防と回復」、【生物基礎】「ヒトの体の調節」、【家庭基礎】「食生活と健康」、【家庭総合】「食生活の科学と文化」など、直接心身の活動に関わる内容については、自立活動における「病気の状態の理解と生活管理に関すること」、「健康状態の維持・改善に関すること」及び「情緒の安定に関すること」などの事項との関連を図り、自立活動の時間における指導と相補い合いながら学習効果を一層高めるようにすることが大切である。

# 第5 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

## 3 体験的な活動における指導方法の工夫

### (第2章第1節第2款の4の(3))

(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、生徒の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

病弱者である生徒は、活動の制限、運動・動作の障害のため、各教科・科目や特別活動等での体験的な活動を伴う内容については、病気の状態や学習環境等により実施が困難なことがある。そのため、このような内容の指導に当たっては、生徒が活動できるように指導内容を検討するとともに、指導方法を工夫して、効果的に学習が展開できるようにする必要がある。

## (例) 食物アレルギーの生徒が調理実習を行う場合

アレルギーを引き起こす材料を別の材料に替えたり, それに応じた調理方法に変更したりする。

## (例) 病室に持ち込むことが出来ない植物等の観察を行う場合

医療関係者に了解を得た上で,

- ・ビニール袋に密閉して行う
- ・パウチ加工をして行う
- ・テレビ会議システム等を活用して病室からリアルタイムで病室外にある植物や地層等を観察する など

できる限り, 生徒が実際に見て体験し, 興味・関心をもって学習できるように工夫することが重要である。

(例) 知らない場所へ行くことに強い不安を感じる生徒が社会見学をする場合

仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体感できるVR (Virtual Reality) の技術を使った機器を活用して見学先を事前に仮想体験するなどして、不安を軽減してから見学することで、積極的に参加できるようにすることも大切である。

(例) 病気の状態等によって、どのように指導方法を工夫しても直接的な体験ができない場合

火気を使用する実験では、

- ・Webサイトでの実験の様子を見て間接体験をする 又は
- ・タブレット端末で実験シミュレーションアプリを操作することにより疑似体験をする
- ・現地調査(フィールドワーク)を行う際にテレビ会議システム等を利用して地域の人から話を聞くなどの間接的な体験をする
- ・体感型アプリ等を利用してスポーツの疑似体験を行う など

## 第5 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 4 補助用具や補助的手段, コンピュータ等の活用 (第2章第1節第2款の4の(4))

(4) 生徒の身体活動の制限や認知の特性, 学習環境等に応じて, 教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに, コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し, 指導の効果を高めるようにすること。

がんや膠原病等の合併症により身体活動が制限されている生徒や, 高次脳機能障害を含む認知上の特性がある生徒の指導に当たっては, 実態に応じて教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫することが求められる。

## (例) 運動・動作の障害がある生徒

スイッチや視線入力装置, 音声出力会話補助装置等の入出力支援機器や電動車いす等の補助用具を活用

## (例) 本を読むことが困難な生徒

タブレット端末等の拡大機能や読み上げ機能を使ったりして, 学習が効果的に行えるようにする

## (例) 病気のため教室に登校できない場合

- ・病室内で指導する教師と教室で指導する教師とが連携を取りながら, テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにする
- ・事前に収録された授業を, 学校から離れた空間でインターネット等のメディアを利用して配信を行うなどして, 学習できる機会を確保するために情報機器を活用する

## 第5 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 5 負担過重とならない学習活動

#### (第2章第1節第2款の4の(5))

(5) 生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。

生徒の病気は、心身症、精神疾患、筋ジストロフィー、がん、アレルギー疾患、心臓疾患など多様であり、軽い症状から重篤な症状まで様々である。個々の生徒の病気の特徴を理解し日々の病気の状態の変化等を十分に考慮した上で、学習活動が負担過重にならないようにする必要がある。

(例) 活動量が制限されている生徒

過度な負荷をかけて健康状態を悪化させるといったことがないようにすることが重要である

特に高等部では、進学や就労、単位の修得などへの不安から、生徒が無理して学習し、病気の状態等が悪化することがあるので、より一層の配慮が必要



※ただし、可能な活動はできるだけ実施するように学校生活管理指導表等を活用して、適切に配慮をすることが必要であり、必要以上に制限しないことが重要である。

①心身症や精神疾患の生徒は、日内変動が激しいため、常に病気の状態等を把握し、例えば過度なストレスを与えないなど、適切に対応する。

②筋ジストロフィーの生徒は、身体の状態に応じた運動負荷を考慮して学習活動を設定する。

③アレルギー疾患の生徒については、アレルゲン(抗原)となる物質を把握し、日々の対応や緊急時の対応を定め、校内で情報を共有する。

④心臓疾患の生徒については、活動の量と活動の時間、及び休憩時間を適切に定めること。運動や学校行事を計画する際は、学校生活管理指導表を活用する。

⑤高次脳機能障害の生徒は、事故や発病以前にはできていたことや理解できていたことが難しくなっていることがあり、精神的に負担を感じることもある。そのため生徒と一緒に学習活動や手順等を確認するなど、症状に応じて適切に対応する。

## 第5 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

# 6 病気の状態の変化に応じた指導上の配慮 (第2章第1節第2款の4の(6))

新設

(6) 病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な生徒については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

病気の状態の変化や治療方法、生活規制(生活管理)等は、個々の病気により異なる。進行性疾患は病気の状態が日々変化し、急性疾患は入院初期・中期・後期で治療方法等が変わることがある。慢性疾患は健康状態の維持・改善のため常に生活管理が必要である。病気の状態等に応じて弾力的に対応できるようにするためには、医療との連携により日々更新される情報を入手するとともに、適宜、健康観察を行い、病気の状態や体調の変化を見逃さないようにする必要がある。

(例) 座り続けることが難しくても、授業を受けるために無理をして座り続ける生徒がいる場合



適宜、声をかけて、自ら休憩を取らせたり、姿勢を変換させたりすることが必要である。そのことにより、体調の変化に気付かせ、自ら休憩を求める等の自己管理ができるようにすることが重要である。

(例) 精神疾患の生徒には、長時間の学習が病気の状態を悪化させることがある



学習時間の配分を工夫した指導が必要である。